

概要版

あいとぴあ レインボープラン

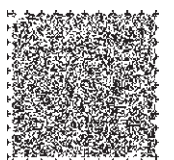
狛江市第4次地域福祉計画

狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画



平成30(2018)年3月

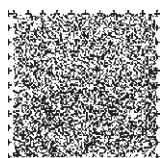
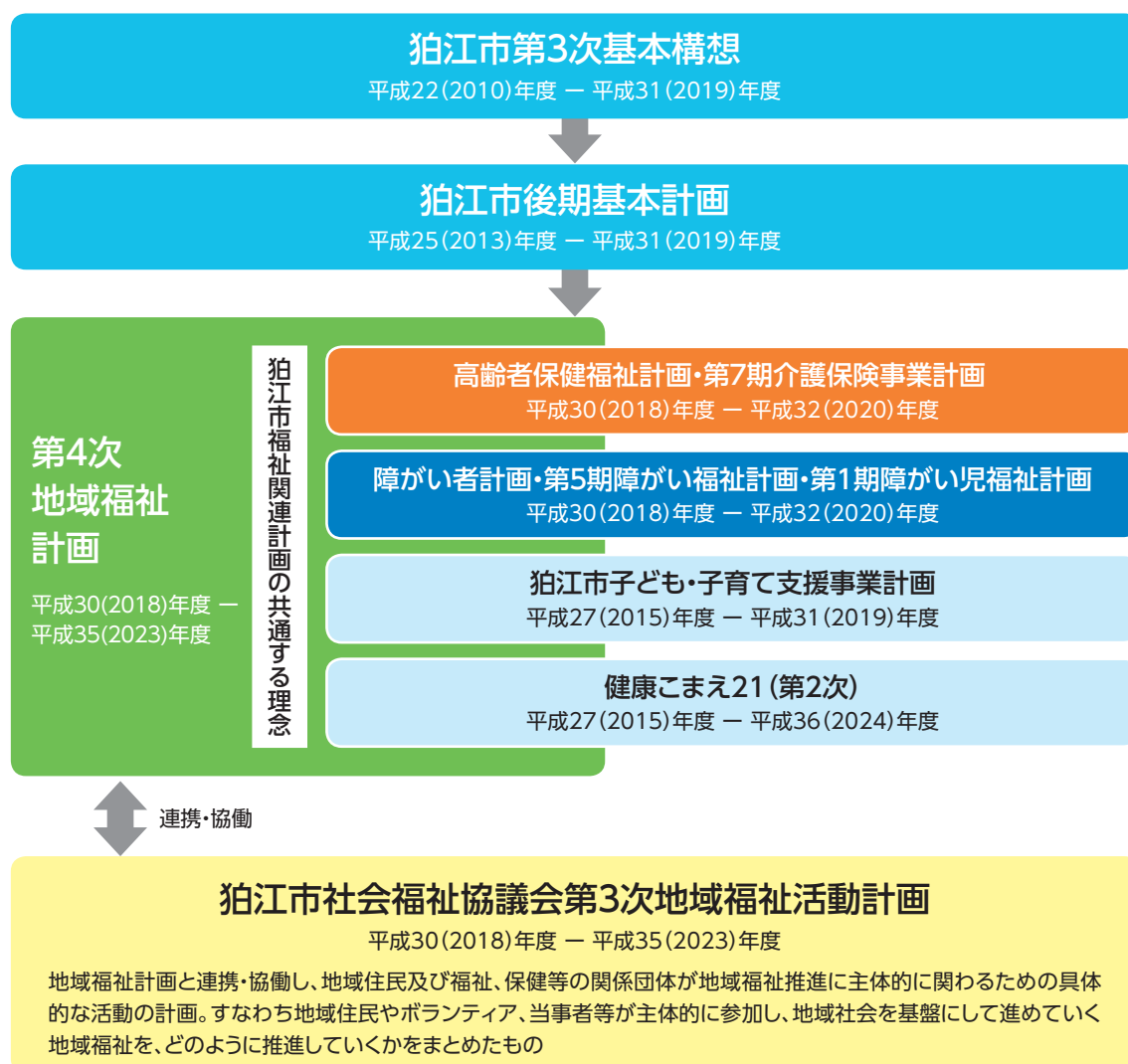


はじめに

■計画の趣旨と位置付け

- 本市では、「すべての市民が生涯にわたり人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会の実現」を目指し、全国に先駆けて狛江市福祉基本条例(平成6年条例第13号)を平成6(1994)年に施行しました。
- その後、平成24(2012)年に自助、互助、共助、公助の考え方を盛り込み狛江市福祉基本条例を一部改正するとともに第3次あいとぴあレインボープラン(地域福祉計画)を策定しています。
- 第3次あいとぴあレインボープランの策定から5年が経過し、少子高齢化の一層の進行や家族形態の変化等により、地域コミュニティを取り巻く環境は大きく変化し、新たな福祉課題が顕在化してきています。こうした状況の中で、国では「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置付けられ、「我が事」と「丸ごと」がキーワードとなっています。
- このような背景を踏まえ、あいとぴあレインボープランとして狛江市第4次地域福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画及び狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を一体的に策定します。

計画の位置付け



計画期間

第4次地域福祉計画は、計画期間を平成30(2018)年度から平成35(2023)年度までの6年間とします。ただし、関連する他の計画との整合や社会情勢及び法改正の状況等を踏まえ、計画内容の必要な見直しを行います。

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画、障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画については、計画期間を平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間とします。

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成33 (2021)年度	平成34 (2022)年度	平成35 (2023)年度
狛江市第3次基本構想	狛江市第3次基本構想 平成22(2010)年度 — 平成31(2019)年度								
狛江市後期基本計画	狛江市後期基本計画 平成25(2013)年度 — 平成31(2019)年度								
[地域福祉分野] 地域福祉計画(社会福祉法) (生活困窮者自立支援法)	第3次あいとおレインボープラン (狛江市地域福祉計画) 平成24(2012)年度 — 平成29(2017)年度					第4次地域福祉計画 平成30(2018)年度 — 平成35(2023)年度			
[高齢者福祉分野] 高齢者保健福祉計画(老人福祉法) 介護保険事業計画(介護保険法)	あいとおレインボープラン 狛江市高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保険事業計画 平成27(2015)年度 — 平成29(2017)年度					高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画 平成30(2018)年度 — 平成32(2020)年度			
[障がい者福祉分野] 障がい者計画(障害者基本法) 障がい福祉計画(障害者総合支援法) 障がい児福祉計画(児童福祉法)	あいとおレインボープラン 狛江市第4期障害者計画・ 障害福祉計画 平成27(2015)年度 — 平成29(2017)年度					障がい者計画・ 第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画 平成30(2018)年度 — 平成32(2020)年度			
[子ども・子育て分野] 子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法)	未来の希望を地域でつなぐ・こまえ子育て応援プラン (狛江市子ども・子育て支援事業計画) 平成27(2015)年度 — 平成31(2019)年度								
[健康分野] 健康増進計画(健康増進法)	健康こまえ21(第2次) 平成27(2015)年度 — 平成36(2024)年度								

策定体制

(1) 市民意識調査の実施

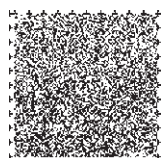
市内に在住する市民、高齢者及び障がい者、地域活動者・団体等を対象に、その生活実態を把握するとともに、地域福祉に対する意識や意見を把握するために実施しました。

(2) 地域別住民懇談会の開催

市と社会福祉協議会の共催で日常生活圏域である3地域ごとに住民懇談会を実施しました。地域での課題、課題解決のためにできること・必要な支援について意見をいただきました。

(3) 市民説明会・パブリックコメントの実施

計画素案について、市民からの意見等を幅広く募集するため、市民説明会、パブリックコメントを実施しました。



計画改定の考え方

1 平成37(2025)年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が後期高齢者になる平成37(2025)年には、全国の高齢化率は3割を超え、狛江市でも25.1%となると推計されています。認知症高齢者の増加、障がい者の高齢化等が進み、医療、介護・福祉サービスの需要も増大し、社会保障費の急激な増加が予想されます。

このような状況を踏まえて、本計画では平成37(2025)年を見据えて、市民全体を対象として、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療や介護のみならず、様々なサービスが日常生活の場で適切に提供されるような地域包括ケアシステムを深化させ、引き続き推進します。

3 みんなで支え合う地域づくり

本計画では、みんなで支え合う地域づくりを目指しています。

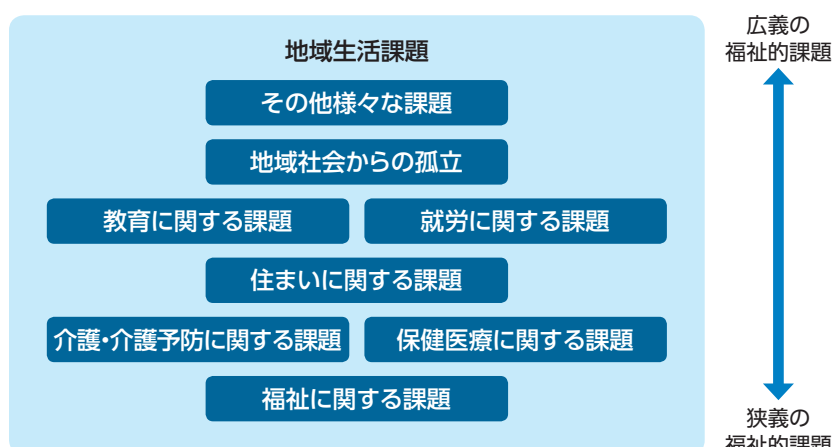
福祉、介護、保健医療に限らない、様々な地域生活課題を抱える世帯に早期に気付くことができるのは民生委員・児童委員、町会・自治会等を含めた地域住民です。そのため、町会・自治会を基本とした身近な圏域を第1層とし、この圏域において、地域住民同士のつながりにより、日常的な支え合い活動や見守り活動とともに、災害時の素早い対応を図る自主防災組織づくり等を行っていく必要があります。

また、第1層における地域住民の気付きを円滑に専門的な支援につなげられる体制がなければ、地域住民は、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないまま黙っているしかなくなってしまいます。そのため、日常生活圏域(3圏域)を第2層とし、この圏域の単位でコミュニティソーシャルワーカーを配置し、コミュニティソーシャルワーク機能を発揮することにより、地域生活課題及びニーズの掘り起こしを行い、地域包括支援センター、福祉のまちづくり委員会等の多機関が連携して地域生活課題の解決に向けた取組みを行う必要があります。

さらに、狛江市全域を第3層とし、市役所、社会福祉協議会等が第1層や第2層では解決が困難な地域生活課題、専門的なサポートが必要な地域生活課題等に対し、最終的な受け皿となる必要があります。

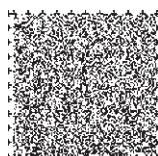
このように各層の関係機関が連携・協力を図ることにより、みんなで支え合う地域づくりを行います。

■地域生活課題とは？



コミュニティソーシャルワーカーとは？

①個別支援、②小地域での生活支援の仕組みづくり、③小地域では解決できない課題を解決していく仕組みづくりという3つの役割を担い、一定の小地域圏域にアウトリーチして、市民と協働して問題解決に取り組むコミュニティワーカーをいう。



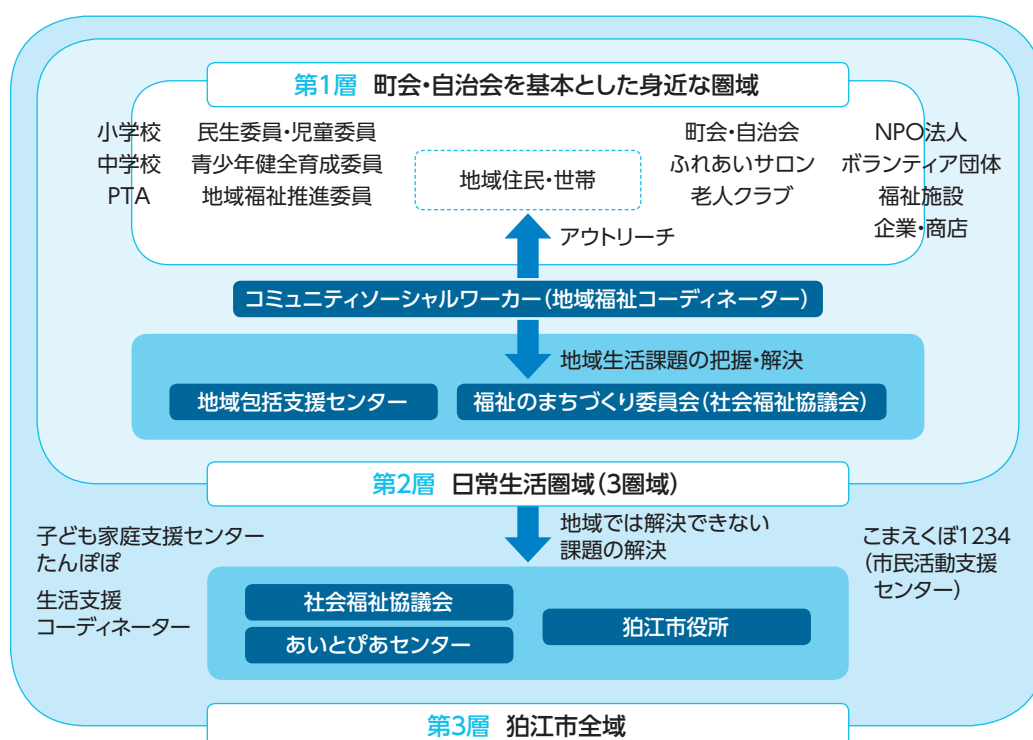
2

地域を基盤とした包括的な支援体制の構築

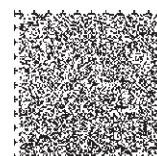
本計画では、制度・分野ごとの縦割りを解消し、80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活課題、例えば、子どものひきこもりの長期化により、親と子どもが支援につながらないまま共に高齢化し、孤立してしまうなど（いわゆる「8050問題」）等複合的な課題を抱える世帯、生活困窮者、貧困の状況にある子ども等新たな地域生活課題を抱えている人・世帯を包括的に受け止めることができる相談支援を充実させます。具体的には、ワンストップ総合相談や24時間365日体制の相談、アウトリーチ（地域に出向く）型相談支援を充実させます。また、地域で困りごとを把握し、必要な場合は関係機関等につなげるように、社会福祉協議会と連携しながら、コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の配置を推進します。

また、複合的な課題に関係機関が一体的に支援できるように、高齢、障がい、児童等の福祉各分野の連携はもとより、保健、医療、教育等の連携も強化します。（P6の図参照）

■ 地域の範囲の考え方



第1層	地域住民同士のつながりにより、日常的な支え合い活動や見守り活動とともに、災害時の素早い対応を図る自主防災組織づくり等を行う範囲
第2層	地域活動団体間の交流の促進、情報交換、ネットワークの構築等により、地域の課題及びニーズの掘り起こしを行い、解決に向けた取組みを行う範囲 ※福祉のまちづくり委員会の設置を目指す範囲
第3層	市全体を対象とした総合的な施策を企画・推進し、隣接区市、東京都及び国との協議等を行う。地域では解決が困難な課題、専門的なサポートが必要な課題等に対し、最終的な受け皿となる範囲



狛江市第4次地域福祉計画

■基本理念

みんなで支え合い ともに暮らすまち ～あいとぴあ狛江～

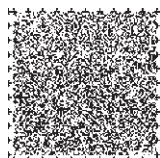
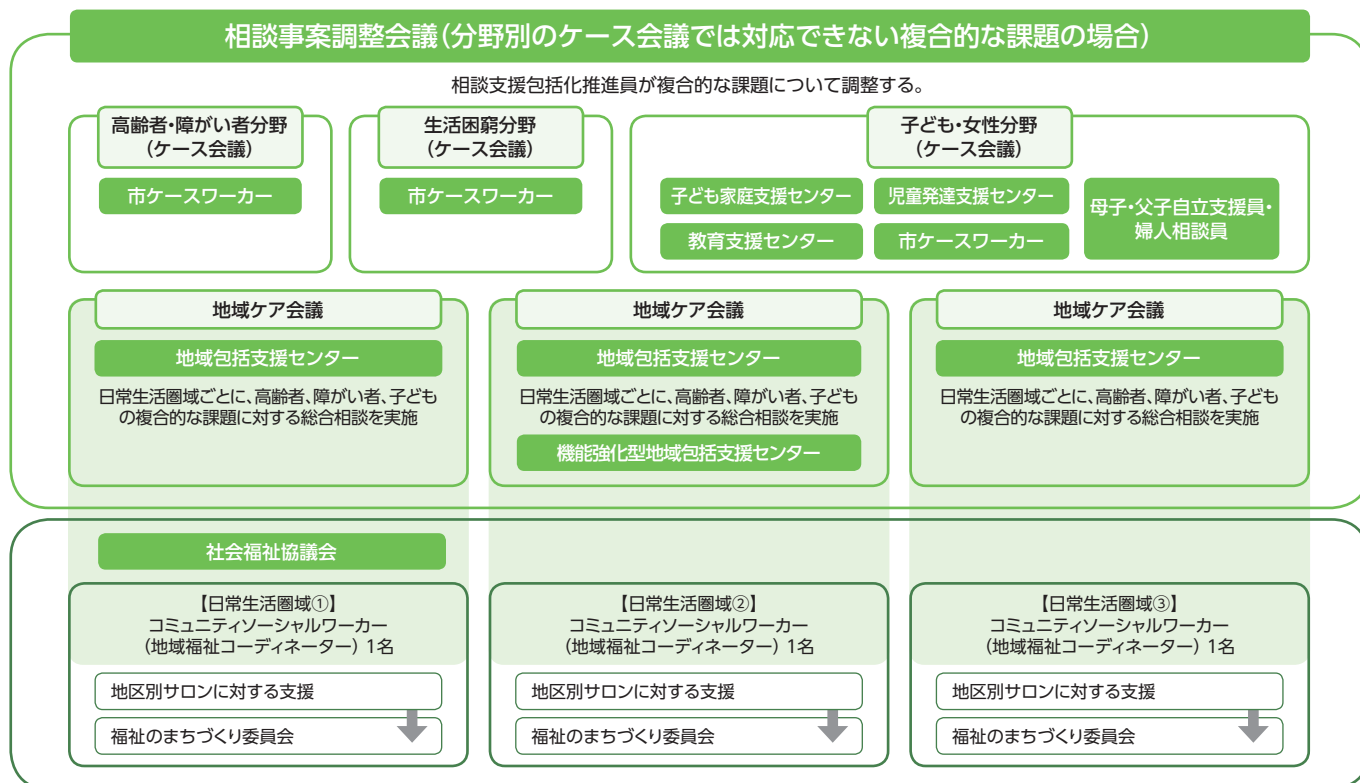
狛江市福祉基本条例制定から20年以上が経過し、私たちの生活は大きく変わりつつあります。それに伴い、私たちの生活を取り巻く地域生活課題も複雑化しています。

複雑化した地域生活課題を解決するには、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民・団体・事業者が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと連携・協働して助け合いながらともに暮らすまち（地域共生社会）を実現する必要があります。

狛江市が目指す「あいとぴあ」の実現に向けて、「みんなで支え合い ともに暮らすまち～あいとぴあ狛江～」を基本理念として地域福祉施策を推進します。

「あいとぴあ」とは、であい・ふれあい・ささえあいの“あい”と“ユートピア”からの合成語です。

■狛江市における地域共生社会に対応する相談支援体制（イメージ）



施策体系

重点の付いたものは重点施策として設定したものです。

基本目標 1 多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり

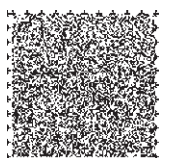
(1)	新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築	① 複合的な課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。重点
		② 包括的なサービスを提供できるシステムを構築します。
(2)	新しい支援体制を支える環境整備	① 福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。重点
		② コーディネート人材を確保し、コーディネート機能の強化を図ります。重点
		③ 医療・福祉分野で横断的に活躍できる専門人材を養成します。重点
(3)	サービスの質の確保	① サービスの質の向上を図ります。
(4)	権利擁護・虐待の防止	① 権利擁護事業を実施します。
		② 虐待の防止を推進します。
(5)	生活困窮者等への支援	① 生活困窮者の自立支援を行います。重点
		② 子どもの貧困対策を実施します。重点

基本目標 2 ともに生きる豊かな地域づくり

(1)	市民一人ひとりの福祉意識の向上	① 命の大切さや他人を思いやる心を育む教育を推進します。
		② 誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指します。
		③ 市民との交流等により福祉意識の向上を図ります。
		④ ワーク・ライフ・バランスを積極的に進める社会にします。
(2)	市民主体による地域資源創出の支援	① ボランティア活動・地域福祉活動を推進します。
		② 多世代交流・多機能型福祉拠点を整備し、多世代交流を促進します。重点
		③ 外国人市民が地域で安心して暮らせるよう地域交流活動を推進します。
(3)	市民主体による地域生活課題の解決力強化の支援	① 地域資源と支援を必要とする人とのマッチングシステムづくりを進めます。重点
		② 個別のケースから地域生活課題を抽出し、課題解決のための施策を検討するシステムづくりを進めます。
		③ 多世代交流・多機能型福祉拠点を整備し、多世代交流を促進します。【再掲】重点

基本目標 3 安心・安全に暮らせるまちづくり

(1)	防災・防犯体制の充実	① 避難行動要支援者支援体制の構築を推進します。重点
		② 災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。重点
		③ 地域における防災・防犯体制を推進し、安心で安全な地域づくりを進めます。
(2)	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	① ハード面からのユニバーサルデザイン化を進めます。
		② ソフト面からのユニバーサルデザイン化を進めます。



重点施策

1-(1)-①

複合的な課題に対応できる 包括的な切れ目のない 相談支援体制の整備を進めます

- 分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じるための包括的相談支援体制を整備します。
- 24時間365日包括的な相談に対応できるように、電話相談を実施します。

1-(2)-①

福祉の担い手となる人材を確保し、 育成・養成するための研修等を 強化します

- こまえくぼ1234及び社会福祉協議会で、ボランティア人材を確保し、育成・養成します。
- 介護等の人材を確保するため、認定ヘルパー研修の実施、事業所等への人材育成費の補助を検討します。

1-(2)-②

コーディネート人材を確保し、 コーディネート機能の強化を図ります

- 生活支援コーディネーターを中心に地域資源を発掘し、ネットワーク化を進めるとともに、地域での支え合い体制の構築を進めるコミュニティソーシャルワーカー(地域福祉コーディネーター)を配置して、地域へ効果的な支援を行います。

1-(2)-③

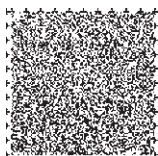
医療・福祉分野で横断的に 活躍できる専門人材を養成します

- 医療・福祉分野の横断的な研修を実施します。
- 保健、医療、福祉、教育等の連携を強化するとともに、雇用・就労、住まい、司法、産業等との連携を推進します。

3-(1)-①

避難行動要支援者支援体制の構築を推進します

- 地域見守り活動支援対象者の把握を進め、個別計画を策定します。
- ヘルプカード・ヘルプマーク・障がい者用ベストの普及を進めます。
- 複数の福祉施設と災害時における福祉避難所及び緊急入所に関する協定の締結を推進します。



2-(3)-①

地域資源と支援を必要とする人との マッチングシステムづくりを進めます

- 【再掲】生活支援コーディネーターを中心に地域資源を発掘し、ネットワーク化を進めるとともに、地域での支え合い体制の構築を進めるコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を配置して、地域へ効果的な支援を行います。



1-(5)-①

生活困窮者の 自立支援を行います

- 相談支援員による生活困窮全般に関する相談と支援計画の作成を行い、問題解決に向けた支援をします。
- 住居確保給付金の支給、就労（準備）支援を行います。
- 市内において食料の無償提供（フードバンク事業）を行う団体を支援します。

1-(5)-②

子どもの貧困対策を 実施します

- 子育て世帯への実態調査を実施し、子どもの生活の実態を把握します。
- 地域活動団体、ボランティア団体等と連携して子どもの貧困対策を推進します。
- 生活困窮者世帯の小・中学生を対象に、訪問型の学習支援を行います。

3-(1)-②

災害時の福祉避難所の 円滑な運営体制を整備します

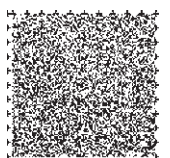
- 狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに従った訓練を実施するとともに、必要物品の備蓄を行い、併せて、福祉避難所協定の締結を進めます。

2-(2)-②

2-(3)-③

多世代交流・多機能型福祉拠点を 整備し、多世代交流を促進します

- フリースペースを確保し、高齢者だけでなく、障がい者の活動支援や子どもの居場所確保支援等を促します。
- 市民団体等によるインフォーマル活動や地域貢献活動を支援します。



■基本理念

みんなで支え合いながら、 自分らしく健康に暮らしつづけられるまち ～あいとぴあ狛江～

団塊の世代がすべて65歳以上となり、狛江市においても市民の4人に1人が高齢者という本格的な超高齢社会を迎えました。

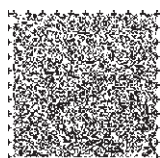
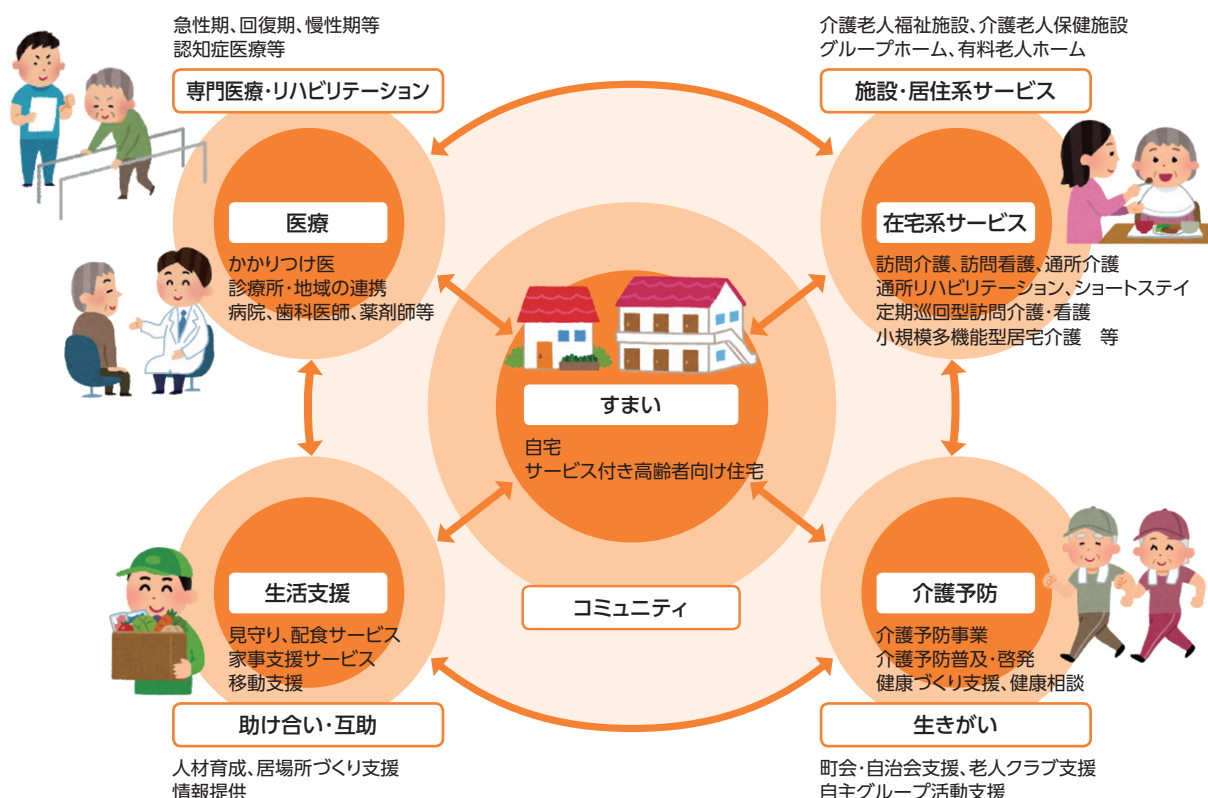
高齢者がいつまでも健康で自分らしく暮らし続けられること、介護や医療が必要でも住み慣れた地域で心豊かに暮らし続けることは、誰しもが共通する願いです。

こうした願いを実現するため、医療、介護、住まい、介護予防及び生活支援のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

狛江市が目指す「あいとぴあ」は、市民のであい・ふれあい・ささえあいによるまちづくりを表現した言葉であり、市が進めている地域包括ケアシステムが目指す姿とも重なり合うものでもあります。

この「あいとぴあ」の実現に向けて、「みんなで支え合いながら、自分らしく健康に暮らしつづけられるまち」を基本理念として高齢者保健福祉施策を推進します。

■地域包括ケアシステムの姿



施策体系

重点の付いたものは重点施策として設定したものです。

基本目標 1 健康づくりと生きがいづくり

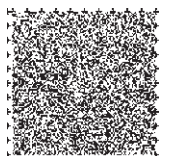
(1)	健康寿命の延伸に向けた健康づくり及び介護予防の取組み強化	① 健康相談及び健康情報の提供を充実させます。
		② 健康づくり及び疾病予防を進めます。
		③ 地域支援事業の一環として、一般介護予防事業を推進します。重点
		④ 市民自身による健康づくりを支援するとともに、介護予防の活動主体となる人材を養成します。
		⑤ 健康づくり及び介護予防を啓発します。
(2)	心身の健康維持及び増進につながる社会参加の促進	① 老人クラブ活動を支援します。
		② 生涯学習及び生涯スポーツの場づくりを進めます。
		③ 高齢者による社会参加のための団体、組織等の立上げ及びその自立を支援します。重点
(3)	生きがいに結びつく地域貢献や就労の場の拡充	① シルバー人材センターの運営支援を充実させます。
		② 介護ボランティア制度導入により、市民による支え合いを充実させます。重点
		③ 子どもや障がい者、高齢者等、多様な世代の居場所確保の支援のため、元気高齢者の地域貢献活動を推進し、世代間交流を促します。

基本目標 2 日常生活支援の充実

(1)	地域における見守りと支え合いの仕組みづくり	① 小地域における見守り・安否確認ネットワークを作り、近隣で暮らしを支え合う仕組みを作ります。重点
		② 地域組織や福祉関係団体と連携して避難行動要支援者支援体制の構築を推進します。重点
		③ 悪徳商法、特殊詐欺等の消費者被害から守ります。
(2)	多様な主体による生活支援サービスの充実	① 生活支援サービスを充実させます。
		② 住民主体で買い物、調理、掃除等の家事支援を行います。重点
		③ 家族介護支援事業を継続実施します。
		④ 施設入所等に伴う空家の適切な管理、利活用を行う仕組み及びごみ屋敷を招く本人支援について検討します。
(3)	新しい総合事業の実施による地域活力の向上	① 訪問型サービス及び通所型サービスを提供する担い手を確保します。重点
		② 利用者の現行相当サービスからA型やB型へのサービスの移行を進め、新しい総合事業の安定的な運営を行います。重点

基本目標 3 地域包括ケアシステムの構築の推進

(1)	新しい地域包括支援体制の構築	① 包括的な相談支援体制を再構築します。重点
		② 地域包括支援センターの機能強化を継続して進めます。
		③ 地域ケア会議を充実させて、地域連携の要とし、地域生活課題の解決を図ります。重点
		④ 生活支援コーディネーターを中心として、生活支援体制整備協議体による地域資源の発掘及び開発、関係機関のネットワーク強化並びにマッチングの仕組みづくりを進めます。重点
(2)	医療と介護の連携強化	① 医療と介護の連携について、地域住民及び関係機関への普及啓発を行います。
		② 国の在宅医療・介護連携推進事業8項目に沿って、医療と介護の連携を進めます。重点
(3)	認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくり	① 認知症になっても地域で安心して暮らし続けられる支援体制を整備します。重点
		② 家族介護者への支援を強化します。
(4)	権利擁護の推進と高齢者虐待の防止	① 認知症等の高齢者の権利が侵害されないよう、権利を擁護する仕組みや体制を充実させます。重点
		② 認知症及び高齢者虐待防止について、広く市民等に普及啓発及び理解促進を図ります。
(5)	住まいと介護基盤の充実	① 狛江市にいつまでも住み続けられる住まいの確保を進めます。
		② 住宅確保のための支援を強化します。
		③ 介護サービス提供基盤の整備を一層進めます。
		④ 介護サービスの質の向上を図ります。重点
(6)	共生型サービスの推進	① 障がい者を対象とするサービスとの一体的利用を推進します。



重点施策

1-(1)-③

地域支援事業の一環として、 一般介護予防事業を推進します

- 介護予防に関する教室や講演会等を開催します。
- ミニデイ等の運営を担う市民団体を育成し、身近な小地域での市民の通いの場を拡充します。



1-(2)-③

高齢者による社会参加の ための団体、組織等の 立上げ及びその自立を 支援します

- 高齢者による社会参加のための活動に対して、高齢者を含めた市民の団体、組織等の立上げ及びその自立を支援します。

2-(2)-②

住民主体で買い物、調理、 掃除等の家事支援を行います

- 要支援・要介護に該当しない高齢者や介護保険サービスの利用者が限度額以上のサービスが必要な方を対象に、シルバー人材センターの家事援助サービスや社会福祉協議会の笑顔サービスで買い物、調理、掃除等の家事支援サービスを実施します。

2-(3)-①

訪問型サービス及び 通所型サービスを提供する 担い手を確保します

- 多様な団体、組織等が住民主体の訪問型サービス及び通所型サービスを展開できるようこまめくぼ1234において、NPO法人、市民活動団体等の立上げを支援するとともに、運営団体の育成を進めます。

2-(3)-②

利用者の現行相当サービスから A型やB型へのサービスの 移行を進め、新しい総合事業 の安定的な運営を行います

- 必要な訪問型サービス・通所型サービスを提供し、3年ごとを目途とされる新しい総合事業の事業全体の検証を平成32(2020)年度に行い、持続可能な運営を確保します。

3-(1)-④

生活支援コーディネーターを 中心として、生活支援体制整備 協議体による地域資源の発掘 及び開発、関係機関のネット ワーク強化並びにマッチング の仕組みづくりを進めます

- 生活支援体制整備協議体のサポートにより、生活支援体制の構築を進めます。

3-(2)-②

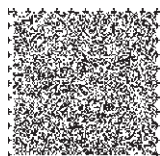
国の在宅医療・介護連携推進 事業8項目に沿って、医療と 介護の連携を進めます

- 切れ目のない在宅医療・介護連携に関する相談支援体制の構築を進めます。
- 市内の医療・介護関係者の専門機関の連携を進める研修等を開催します。

3-(3)-①

認知症になっても地域で 安心して暮らし続けられる 支援体制を整備します

- 認知症初期集中支援チーム事業による認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。
- 認知症カフェの運営を支援します。



1-(3)-②

**介護ボランティア制度導入により、市民による
支え合いを充実させます**

- 市民による支え合いの介護ボランティア制度を試行実施し、介護予防の効果も含め検証するとともに、介護サービス事業者や高齢者の声を集約しつつ本格的に導入します。

2-(1)-①

**小地域における見守り・
安否確認ネットワークを
作り、近隣で暮らしを
支え合う仕組みを作ります**

- 宅配業者・インフラ事業者等と協定を結び、高齢者世帯の安全を見守るネットワークを充実させます。
- 小地域における見守り・安否確認ネットワークづくりを推進します。

2-(1)-②

**地域組織や福祉関係団体と
連携して避難行動要支援者
支援体制の構築を
推進します**

- 地域見守り活動支援対象者の把握を進め、個別計画を策定するとともに、支援組織と協定を締結することで災害時の安否確認体制を整備するとともに、平時の見守り活動を進めます。

3-(1)-①

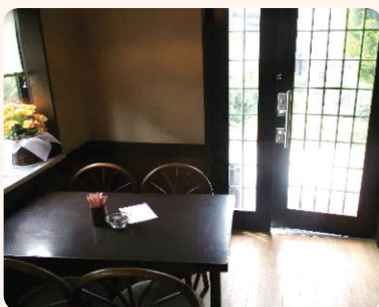
**包括的な相談支援体制を
再構築します**

- 分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じるための包括的相談支援体制を整備します。
- 身近な相談場所として、こまほっとシルバー相談室(高齢者見守り相談窓口)を追加設置します。

3-(1)-③

**地域ケア会議を充実させて、
地域連携の要とし、
地域生活課題の解決を図ります**

- 個別ケア会議(抽出・共有)と地域生活課題検討会議からなる「地域ケア会議」において、多職種連携により地域生活課題の解決を図ります。



3-(4)-①

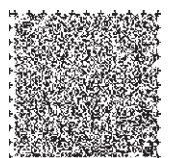
**認知症等の高齢者の
権利が侵害されないよう、
権利を擁護する仕組みや
体制を充実させます**

- 成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業(申立費用・報酬助成)を周知し、支援事業の利用の促進を図ります。

3-(5)-④

**介護サービスの質の向上
を図ります**

- 介護サービス事業者への指導を実施するとともに、事業評価を推進します。
- 給付適正化計画に基づきケアプラン点検等を実施し、適正なケアマネジメントを確保します。
- 介護保険サービス事業者が開催する連絡会において課題を共有し、解決に向けた取組みを進めます。



■狛江市が目指す地域包括ケアシステムの将来像

地域包括ケアシステムとは、医療、介護、住まい、介護予防及び生活支援のサービスが切れ目なく提供される体制をいいます。

狛江市では、“団塊の世代”が全て75歳以上になる平成37(2025)年に向けて地域包括ケアシステムの構築を推進します。

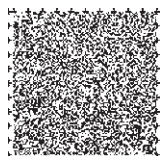
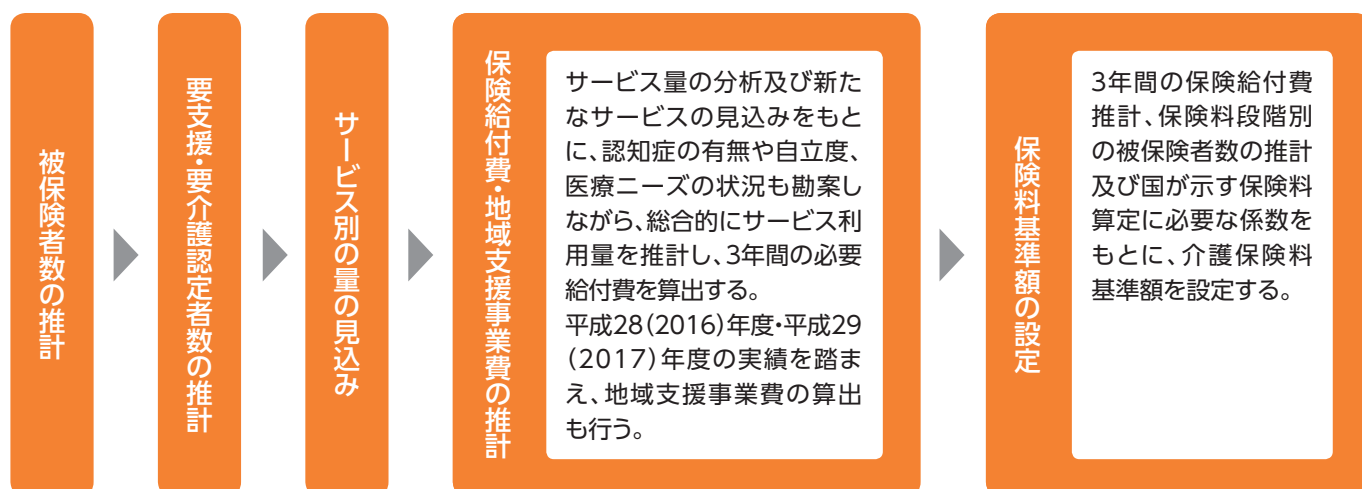
狛江市が目指す平成37(2025)年の地域包括ケアシステムの将来像は、次のようなものです。

- (1) 高齢者が自らの意思で、積極的に健康づくり及び介護予防に取り組み、助け合いながら日常生活を営んでいる
－ 自立支援、介護予防、重度化防止及び日常生活支援
- (2) 高齢者が要介護状態又は認知症になっても、医療と介護が連携し、専門的ケアが受けられ、希望する場所で暮らし続けることができる
－ 在宅生活の継続及び医療と介護の連携
- (3) 地域生活に必要な生活支援、介護、医療等を支える多様な専門的人材及び地域人材が育成され、地域に定着している
－ 人材の育成及び確保
- (4) 将来にわたり介護保険制度が適正に計画され、円滑に運営されている
－ 保険者機能の強化

このような狛江市が目指す地域包括ケアシステムの将来像を実現させるため、包括的な相談支援体制の再構築を行い、地域包括支援センターの機能強化を踏まえた地域ケア会議の充実を図り、地域生活課題の解決と地域連携を進めていきます。さらに、生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制整備協議体の活動を通じた地域資源の発掘及び開発、関係機関のネットワークの強化並びにマッチングの仕組みづくりを行います。

また、地域包括ケアシステムに向けて介護保険制度の円滑な運営を進め、自立支援、介護予防、重度化防止の取組み、医療と介護の連携の推進、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくり、権利擁護の推進と高齢者虐待の防止、住まいと介護基盤の充実等に努めます。

■サービス見込みの考え方



■自立支援・介護予防・重度化防止に係る取組みと目標

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による自立支援・重度化防止に向けた取組みの制度化を踏まえ、本計画では、狛江市が目指す地域包括ケアシステムの将来像を実現するために、基本目標に掲げた施策の体系から、自立支援・介護予防・重度化防止に資する取組み内容を設定し、計画の推進と地域包括ケアシステムの実現を図ります。

■自立支援・介護予防・重度化防止に係る取組みと目標

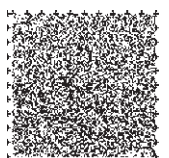
取組み	目標
地域包括ケアシステム・ 介護保険の普及啓発	●健康教室や講演会の実施：各年度4回以上 ●認知症サポーター養成講座の開催：各年度2回以上
地域における介護予防活動の推進	●各地域包括支援センター・市による介護予防教室の開催：各年度200回以上 ●介護予防活動の担い手の育成支援：各年度1団体以上
ケアマネジメントの質の向上	●個別ケア会議の開催（随時） ●ケアプラン点検の実施：各年度2回以上
地域ケア会議（地域生活課題検討会議）・ 生活支援体制整備協議体の開催	●地域生活課題検討会議・生活支援体制整備協議体の開催：各年度3回
医療と介護の連携強化	●医療・介護関係者による研修の実施：各年度1回以上 ●在宅医療・介護連携相談支援窓口の設置：1箇所以上

■介護給付適正化

介護保険法の一部が改正され、市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされました。厚生労働省通知「介護給付適正化計画」に関する指針を踏まえ、次のように定め、各年の目標は別に定めるものとします。

■介護給付適正化の目標

	目標
要介護認定の 適正化	●審査判定の傾向・特徴を把握し、審査会間の平準化及び市の特徴を踏まえて、東京都、全国と比較し、ばらつきの解消を図る。 ●調査員が、認定調査項目の適切な判断、特記事項の記載を充実できるように努める。
ケアプラン点検	●東京都が作成した「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用したケアプラン点検を介護支援専門員に対して実施する。
住宅改修・ 福祉用具の点検	●利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者に対して普及啓発を図る。
縦覧点検・ 医療情報等の突合	●請求内容の確認により、誤請求及び医療との重複請求を防ぎ、適正な報酬請求を促す。
介護給付費通知	●受給者に対して、事業者からの請求及び給付状況を通知することによって、自ら受けているサービスを改めて確認し、適切なサービス利用の普及啓発を図る。
給付実績の活用	●国保連から提供された給付実績の活用により、適正なサービス提供と介護費用の効率化を図る。



狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

■保険給付費・地域支援事業費の推計

第7期計画期間における平成30(2018)年度から平成32(2020)年度のサービス給付費総額は81億5,975万円となりました。

■総給付費

(単位:千円)

	第7期介護保険事業計画期間				平成37(2025)年度
	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	計	
総給付費	5,618,136	5,816,710	6,069,672	17,504,518	7,350,545
予防給付費	145,802	159,537	174,712	480,051	221,914
介護給付費	5,472,334	5,657,173	5,894,960	17,024,467	7,128,631

※端数処理により合計は一致しない。

■標準給付費

(単位:千円)

	第7期介護保険事業計画期間				平成37(2025)年度
	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	計	
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	5,612,057	5,876,734	6,205,086	17,693,876	7,337,736
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	125,180	129,196	133,340	387,716	143,496
高額介護サービス費等給付額	165,000	181,500	190,575	537,075	240,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	26,541	27,756	29,019	83,316	38,000
算定対象審査支払手数料	6,660	6,960	7,260	20,880	9,694
審査支払手数料支払件数(件)	111,000	116,000	121,000	348,000	161,577
標準給付費見込額	5,935,438	6,222,145	6,565,279	18,722,863	7,768,927

※端数処理により合計は一致しない。

■地域支援事業費

(単位:千円)

	第7期介護保険事業計画期間				平成37(2025)年度
	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	計	
地域支援事業費	282,928	288,892	295,746	867,566	390,826
介護予防・日常生活支援総合事業	191,182	196,182	201,894	589,259	277,389
包括的支援事業・任意事業費	91,746	92,709	93,853	278,308	113,438

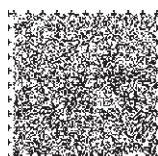
※端数処理により合計は一致しない。

■サービス給付費総額

(単位:千円)

	第7期介護保険事業計画期間				平成37(2025)年度
	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	計	
サービス給付費総額	6,218,366	6,511,037	6,861,026	19,590,429	8,159,753
標準給付費見込額	5,935,438	6,222,145	6,565,279	18,722,863	7,768,927
地域支援事業費	282,928	288,892	295,746	867,566	390,826

※端数処理により合計は一致しない。



第1号被保険者の保険料基準額

保険料収納必要額に予定保険料収納率、所得段階加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第1号被保険者の保険料基準月額、5,950円(現行5,250円)です。

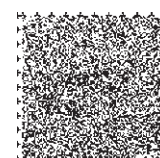
当初、保険料基準月額は6,280円と推計しましたが、保険料の上昇を抑制するため、準備基金を投入し、5,950円までの軽減を図りました。

所得段階区分及び保険料率

所得段階	所得段階の内容		保険料率	平成30(2018)年度～ 平成32(2020)年度	
				月額	年額
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の場合		0.50	2,975円	35,700円
	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の場合		0.50	2,975円	35,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の場合	本人の公的年金等収入と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が120万円以下の場合	0.60	3,567円	42,800円
第3段階		上記以外の場合	0.75	4,458円	53,500円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる場合	本人の公的年金等収入と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の場合	0.75	4,458円	53,500円
第5段階		上記以外の場合	1.00	5,950円	71,400円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の場合		1.10	6,550円	78,600円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の場合		1.25	7,442円	89,300円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合		1.50	8,925円	107,100円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の場合		1.60	9,525円	114,300円
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合		1.85	11,008円	132,100円
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の場合		2.00	11,900円	142,800円
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の場合		2.20	13,092円	157,100円
第13段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上の場合		2.40	14,283円	171,400円

※低所得段階を対象に介護保険法に基づく保険料軽減の実施予定があります。

※合計所得金額は、長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。



■基本理念

障がいのある人もない人も、 ともに暮らし続けられるまち ～あいとぴあ狛江～

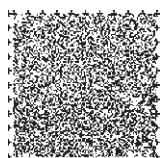
障がいのある人を対象とした施策は、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念と、人生のあらゆる段階で全人権的復権を目指す「リハビリテーション」の理念を基本として、「完全参加と平等」の実現に向けて推進されてきました。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、いきいきと暮らすことができる社会を作るうえで、これらは今後も普遍的な考え方といえますが、これからは障がいのある人をサービスの「受け手側」として捉えるのではなく、障がいのある人もない人も役割を持ち、ともに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながらともに暮らし続けられるまち（地域共生社会）を実現する必要があります。

また、障がいのある人が抱える生活領域の様々な課題を解決するためには、市による取組みはもとより、市民、地域活動団体、民間事業者等の多様な主体による積極的な参加が不可欠です。

狛江市が目指す「あいとぴあ」の実現に向けて、「障がいのある人もない人も、ともに暮らし続けられるまち～あいとぴあ狛江～」を基本理念として障がい者福祉施策を推進します。

「障害」の表記については、「害」の字は負のイメージが強いため、原則として「障がい」の表記を使用することとします。ただし、固有名詞等ひらがな表記とすることにより、その言葉の持つ意味が失われたり誤解されたりするおそれがある言葉については「障害」の表記を使用することとします。



施策体系

重点 の付いたものは重点施策として設定したものです。

基本目標 1 地域で暮らし続けられる基盤づくり

(1) 地域における生活の拠点の構築	① 地域生活支援拠点の整備 重点
	② 共同生活援助(グループホーム)の充実
	③ 短期入所(ショートステイ)の充実
	④ 住まいの確保の支援
(2) 地域共生社会の実現に向けた支援体制の構築	① 保健、医療、福祉、教育等の連携 重点
	② 高齢者や児童を対象とするサービスの一体的利用の推進
	③ 市民のボランティア団体等による地域貢献活動の推進 重点

基本目標 2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

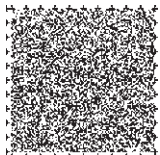
(1) 地域における相談支援の充実	① 切れ目のない相談支援・相談窓口の充実 重点
(2) 地域における障がい福祉サービスの充実	① 相談支援サービスの充実
	② 障がい福祉サービスの拡充・充実支援 重点
	③ 障がい福祉サービスの質の確保・向上
(3) 切れ目のない障がい児(者)支援の実施	① 児童発達支援の充実 重点
	② ライフステージに応じた切れ目のない支援の実施 重点
	③ 放課後等デイサービスの充実
	④ 医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築 重点

基本目標 3 自立と社会参加を進めるシステムづくり

(1) 就労に向けた支援の実施	① 公的機関・民間企業における障がい者就労機会の確保 重点
	② 福祉的就労の機会の確保
(2) 障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消	① 障がいへの理解促進と差別解消
	② 当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供

基本目標 4 安心で安全に暮らせるまちづくり

(1) 避難行動要支援者支援体制の充実	① 福祉避難所の運営体制の整備
	② 災害時に関する支援 重点
(2) 権利擁護の推進と障がい者虐待の防止	① 権利擁護の推進と障がい者虐待の防止



重点施策

1-(1)-①

地域生活支援拠点の整備

- 障がい者の重度化、高齢化及び「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を市の実情に合わせて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス体制(地域生活支援拠点)を構築します。

1-(2)-①

保健、医療、福祉、教育等の連携

- 医療的ケアを必要とする障がい児や発達障がい者を支援し、精神障がい者の地域移行を進めるため、関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体を設置します。

1-(2)-③

市民のボランティア団体等による地域貢献活動の推進

- 市民団体等によるインフォーマル活動や地域貢献活動を支援し、障がいのある人を地域で支える体制を構築します。

4-(1)-②

災害時に関する支援

- 避難行動要支援者の支援体制の整備を進めます。
- ヘルプカード・ヘルプマーク・障がい者用ベストの普及を進めます。



ヘルプマーク

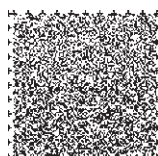


ヘルプカード

3-(1)-①

公的機関・民間企業における障がい者就労機会の確保

- 障がい者の新たな就労の場・体験実習の場の確保に努めます。
- 障がい者就労支援センター「サポート」(社会福祉協議会)の機能を強化します。
- 障がい者の就労を支援する取組み(講演会等)を行います。



2-(3)-①

児童発達支援の充実

- 児童発達支援センターを設置し、機能を充実させます。
- 子育て・教育複合施設において「きづく・よりそう・ささえる・つなぐ」の4つの視点での連携体制の充実を図ります。
- 重症心身障がい児の日中活動の場の確保等を進め、重症心身障がい児と家族への支援を充実させます。



2-(1)-①

切れ目のない相談支援・ 相談窓口の充実

- 地域自立支援協議会において、個別のケースから地域生活課題を抽出し、障がい小委員会にて課題解決のための施策を検討する体制を構築します。
- 障がいへの理解を深める職員研修を継続して実施します。

2-(2)-②

障がい福祉サービスの 拡充・充実支援

- 自立生活援助及び就労定着支援の利用や市外の事業所との連携により市内に不足している障がい福祉サービスの充実を支援します。

2-(3)-②

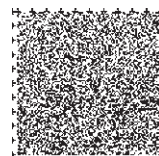
ライフステージに応じた 切れ目のない支援の実施

- 乳幼児健康診査を実施するとともに健診後のフォロー体制を充実させます。
- 保健師等により、障がい児を養育している家庭等への継続的な情報提供、助言指導、訪問、適切なサービスの提供等を行います。

2-(3)-④

医療的ケアを必要とする 障がい児支援のための保健、医療、 福祉、教育等の連携体制の構築

- 医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健、医療、福祉、教育等の関係機関の協議の場を設置します。
- 重症心身障がい児の日中活動の場の確保等を進めます。



■障がい福祉サービス等及び障がい児支援の提供体制の確保に係る目標

1 福祉施設の入居者の地域生活への移行

(1) 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

項目	数値
平成28(2016)年度末時点の施設入所者数	50人
【目標値】地域生活移行者数※ ※上記の平成28(2016)年度末時点の施設入所者数のうち平成32(2020)年度末までに地域生活へ移行する者の数	5人(10.0%)

(2) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

項目	数値
平成28(2016)年度末時点の施設入所者数	50人
平成32(2020)年度末時点の施設入所者数※ ※平成32(2020)年度末時点の施設入所者数については、地域生活移行者数5人と新規施設入所見込者数4人を相殺した数	49人
【目標値】施設入所者数削減見込み	△1人(△2.0%)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場

平成32(2020)年度末までに、狛江市において、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設けることを目指します。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することを目指します。

(2) 一年以上入院している精神障がい者の地域生活へ移行する者の数

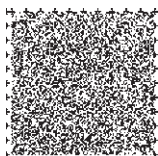
地域生活への移行の実績(平成28(2016)年度で3人)や自立生活援助サービスの創設等による地域生活への移行のさらなる推進を踏まえ、地域生活への移行に関する平成32(2020)年度末までの市の目標値を東京都が算出した数値を参考に14人と設定しました。

(3) 地域移行に伴う関係サービスの見込量

地域生活への移行の推進を図るため、(1)保健、医療、福祉関係者による協議の場も活用しつつ、実態把握を進めるとともに、地域移行に必要な関係するサービスを確保していきます。

3 地域生活支援拠点等の整備

平成32(2020)年度末までに、狛江市内に地域生活支援拠点を1箇所整備することを目指します。



4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労する者の数

項目	数値
平成28(2016)年度中の一般就労への移行者数	1人
【目標値】平成32(2020)年度中の一般就労への移行者数	3人(300%)

(2) 就労移行支援事業を利用する者の数

項目	数値
平成28(2016)年度末の就労移行支援事業利用者数	17人
【目標値】平成32(2020)年度末の就労移行支援事業利用者数	21人(123.5%)

(3) 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

平成30(2018)年度からの新サービスである就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を各年度80%とすることを目指します。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置数

平成31(2019)年度末までに、狛江市内に児童発達支援センターを1箇所設置することを目指します。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制

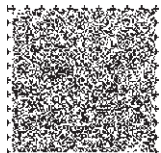
平成32(2020)年度末までに、狛江市において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数

平成32(2020)年度末に、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を狛江市内に1箇所以上確保(維持)することを目指します。

(4) 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

平成30(2018)年度末までに、狛江市において、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。



計画の推進に向けて

1

計画の推進体制

粕江市市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会において、計画全体の進捗を確認・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。また、医療と介護の連携推進小委員会とも連携し、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策を推進します。

粕江市介護保険推進市民協議会において、介護保険サービスの利用者からの相談や苦情、介護保険事業の運営に関する課題等について、解決方法を協議します。

粕江市地域自立支援協議会において、相談支援事業をはじめ、地域の関係機関によるネットワークの構築等を図りながら、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行います。

2

計画の評価方法

本計画を具体的な事業として実現するとともに、目標数値を確実に達成するために、計画期間中、PDCAサイクルにより進行管理を行います。その結果を市民に対して公開することで、より高い推進力を確保していきます。

PDCAサイクルによる進行管理

